

久留米市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の木造住宅の耐震改修等により、震災に強いまちづくりに寄与するため、久留米市木造住宅耐震改修等事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、久留米市補助金等交付規則（昭和50年久留米市規則第5号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組み壁工法（ツーバイフォー工法）で建築された木造の一戸建て住宅（併用住宅の場合は過半が住宅のもの）の階数が地階を除く2以下のものをいう。
- (2) 耐震診断 日本建築防災協会（昭和48年1月5日に財団法人日本特殊建築安全センターという名称で設立された法人をいう。）による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が建築物の地震に対する安全性を評価するもの
- (3) 耐震改修等 次に掲げる工事をいう。
 - ア 耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である木造住宅について、建物全体又は1階部分の上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事
 - イ 省エネ改修工事 開口部や躯体等の断熱化工事及び設備の効率化により省エネ性能の向上を図るために改修する工事
 - ウ 建替え等に伴う除却工事 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保し、第6条の申請を行う日において居住している木造住宅を除却す

る工事

エ 空き家の相続等に伴う除却工事 空き家を相続又は遺贈により取得し、その木造住宅を除却する工事

(4) 代替住宅 建替え等に伴う除却工事を行う場合の移転先となる住宅

(5) 市内事業者 市内に本店、支店等の事業所を有する事業者または個人事業者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、市長が特段の事情があると認める者を除く。

(1) 第4条に掲げる補助対象住宅の所有者、相続人又は所有者から同意を得た3親等以内の親族

(2) 交付決定前に、耐震改修等の契約や工事着手を行っていない者

(3) 市内事業者と耐震改修等の契約を予定している者

2 建替え等に伴う除却工事は、第6条の申請を行う日において居住しているものとする。

3 空き家の相続等に伴う除却工事は、第6条の申請を行う日において居住していないものとする。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築（昭和56年6月1日以降に増築等を行ったものを含む。）したもの。

(2) 耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が1.0未満であるもの。

(補助対象事業等)

第5条 補助対象事業は、次の各号に定めるものとする。

(1) 耐震改修工事及び省エネ改修工事を行う事業

(2) 建替え等に伴う除却工事を行う事業

- (3) 空き家の相続等に伴う除却工事を行う事業
- 2 前項 1 号において、耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う必要がないものは、耐震改修工事のみを申請することができる。
 - 3 第 1 項 3 号において、相続開始日から 3 年を経過する日の属する年の翌年 3 月までに除却工事を行うものとする。
 - 4 補助対象事業に関する補助金の額等は、別表 1 に定めるものとする。

(補助金交付の申請等)

第 6 条 第 3 条に掲げる補助対象者で補助金交付の申請等を行う者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第 1 号様式）に別表 2 に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の適否の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる補助金の交付について、その内容を審査し当該年度の予算の範囲で適否を決定するものとする。

(決定の通知)

第 8 条 市長は、前条の規定により審査した結果、補助金の交付決定について、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に対し、速やかに通知するものとする。

(事業内容の変更に係る承認申請の添付書類)

第 9 条 規則 1 2 条第 1 項第 2 号の規定による事業内容の変更の承認を受ける場合は、その内容がわかる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(事業の実績報告)

第 1 0 条 第 8 条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「受給決定者」という。）は、事業が完了したときは、補助金の交付決定のあった年度の 1 月末日までに速やかに、実績報

告書（第3号様式）に別表3に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の請求及び交付）

第11条 受給決定者は、補助金交付の請求をするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（書類の整理及び保存）

第12条 市長は、受給決定者に補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理させ、補助金交付決定を受けた年度終了後5年間保存させるものとする。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第13条 申請者は、第6条の補助金交付の申請等において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に、補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時に消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

2 申請者は、第10条の事業の実績報告を行うに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金の額から減額して報告するものとする。

3 申請者は、実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、これを市に返還するものとする。

(1) 金額の根拠が分かる書類

(2) その他市長が特に必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(木造住宅の補助金の額の特例)

2 平成23年1月31日から平成23年3月31日までの間に、市長が耐震改修工事の必要性を認め、採択したものについては、第6条第1項第1号の規定にかかわらず次の表に定める額とする。ただし、耐震改修工事に要する費用の額と延床面積に32,600円を乗じて得た額のいずれか低い額（以下「A」という。）の23.0パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額）に300,000円を加えた額がAを超える場合は、Aとする。

Aの11.5パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額） 額

(1) 200,000円以下の場合 Aの23.0パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額）に300,000円を加えた額

(2) 200,000円を超え、250,000円以下の場合 Aの11.5パーセントに相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは1,000円未満を切り捨てた額）に500,000円を加えた額

(3) 250,000円を超える場合 750,000円

(木造住宅の補助金の額の特例)

3 平成23年10月1日から平成25年12月28日までの間に、補助金の交付の申請を行ったものに係る補助金の額は、第6条第1項第1号の規定にかかわらず、同号中「23.0パーセント」とあ

るのは「４６．０パーセント」と、「５００，０００円」とあるのは「８００，０００円」とする。

附 則

この要綱は、平成２３年１月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１２月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表 1 (第 5 条 関 係)

補助対象事業	補助金の額	補助率	限度額
耐震改修工事及び省エネ改修工事を行う事業	<p>耐震改修工事費 (補助金の額)</p> <p>下記①、②の低い額に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。</p> <p>①耐震改修工事に要する経費</p> <p>②補助金交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る1平方メートルあたりの耐震改修工事費の単価に延べ床面積を乗じて得た額</p>	<p>5 0 /</p> <p>1 0 0</p>	<p>5 0 0 千円</p>
	<p>省エネ改修工事費 (補助対象経費)</p> <p>省エネ改修工事に要する費用に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。</p>	<p>2 5 /</p> <p>1 0 0</p>	<p>1 5 0 千円</p>
建替え等に伴う除却工事を行う事業	<p>建替え等に伴う除却工事費 (補助金の額)</p> <p>下記①、②の低い額に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。</p> <p>①建替え等に伴う除却</p>	<p>2 3 /</p> <p>1 0 0</p>	<p>3 0 0 千円</p>

	<p>工事に要する費用</p> <p>② 補助金交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る1平方メートルあたりの耐震改修工事費の単価に、延べ床面積を乗じて得た額</p>		
<p>空き家の相続等に伴う除却工事を行う事業</p>	<p>空き家の相続等に伴う除却工事費</p> <p>(補助金の額)</p> <p>下記①、②の低い額に補助率を掛けた額とし、限度額を上限としたもの。</p> <p>① 空き家の相続等に伴う除却工事に要する費用</p> <p>② 補助金交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る1平方メートルあたりの耐震改修工事費の単価に、延べ床面積を乗じて得た額</p>	<p>23 /</p> <p>100</p>	<p>300千円</p>
<p>補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>			

別表2 (第6条関係)

交付申請書に添付すべき書類

<p>共通</p>	<p>(1) 補助対象住宅の所有者等の氏名が証明できるものの写し</p> <p>(2) 補助対象住宅の建築年月日及び構造、規模が証明できるものの写し</p> <p>(3) 補助対象住宅耐震診断結果報告書の写し</p> <p>(4) 補助対象住宅の現況写真</p> <p>(5) 誓約書（第4号様式）</p>
<p>必要に応じて添付すべき書類</p>	<p>(6) 委任状（参考様式1、申請者以外の者が申請手続きを行う場合に限る。）</p> <p>(7) 戸籍の写し（補助対象住宅の相続人又は所有者から同意を得た3親等以内の親族が申請者の場合に限る。）</p> <p>(8) 耐震改修等に対する同意書（参考様式2、補助対象住宅の所有者から同意を得た3親等以内の親族が申請者の場合に限る。）</p> <p>(9) 法人の登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合に限る。）</p> <p>(10) 役員名簿（規則第14号様式、申請者が法人の場合に限る。）</p> <p>(11) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>耐震改修工事</p>	<p>(1) 耐震補強計画書の写し</p> <p>(2) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し</p>
<p>省エネ改修工事</p>	<p>(1) 省エネ改修工事に要する費用の見積書の写し</p> <p>(2) 省エネ改修工事の内容が確認できる資料</p>
<p>建替え等に伴う除却工事</p>	<p>(1) 建替え等に伴う除却工事に要する費用の見積書の写し</p> <p>(2) 補助対象住宅に居住する者を確認できる書類で、第6条の申請を行う日において居住してい</p>

	<p>ることが分かるものの写し</p> <p>既存の代替住宅に転居を行う場合</p> <p>(1) 代替住宅の地震に対する安全性が証明できるものの写し</p>
空き家の相続等に伴う除却工事	<p>(1) 空き家の相続等に伴う除却工事に要する費用の見積書の写し</p> <p>(2) 補助対象住宅が空き家であることを確認できる書類で、第6条の申請を行う日において居住していないことが分かるものの写し</p> <p>(3) 相続開始日が確認できるものの写し</p>

別表3（第10条関係）

完了報告に添付すべき書類	
共通	<p>(1) 申請工事に関する請負契約書の写し</p> <p>(2) 申請工事に関する必要経費を支払ったことが確認できる書類の写し</p> <p>(3) 利用者アンケート</p>
耐震改修工事	<p>(1) 工事監理・施工状況報告書</p> <p>(2) 耐震補強後の耐震診断報告書の写し（申請時より変更がない場合は省略可能とする。）</p> <p>(3) 耐震補強の施工前、施工後が分かる写真</p>
省エネ改修工事	<p>(1) 省エネ改修工事の施工前、施工後が分かる写真</p>
建替え等に伴う除却工事	<p>(1) 建替え等に伴う除却工事の施工前、施工後が分かる写真</p> <p>既存の代替住宅に転居を行う場合</p> <p>(1) 代替住宅に転居したことがわかる住民票の写し又は賃貸契約書の写し</p>

	<p>新築する代替住宅に転居を行う予定の場合</p> <p>(1) 代替住宅の新築工事の請負契約書の写し</p>
空き家の相続等に 伴う除却工事	<p>(1) 空き家の相続等に伴う除却工事の施工前、施工後が分かる写真</p>